

福岡県公報

平成26年10月10日
第3635号

目次

告示(第858号-第865号)

○平成26年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	(畜産課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○飼料の試験結果の概要	(畜産課) …………… 2
○飼料の試験結果の概要	(畜産課) …………… 3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 4
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 4
公 告	
○落札者等の公示	(建築都市総務課) …………… 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 8

○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 8
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 8
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 8
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 10
○公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課) …………… 10
○公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課) …………… 10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 10
○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行	(公園街路課) …………… 11
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) …………… 11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 12
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) …………… 12
○介護老人保健施設の廃止	(高齢者支援課) …………… 12
○介護老人保健施設の許可	(高齢者支援課) …………… 12
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 13
○介護老人保健施設の許可	(高齢者支援課) …………… 13
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(下水道課) …………… 13
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 14
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課) …………… 14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 15
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(児童家庭課) …………… 15
監査委員	
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課) …………… 16
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局特別監査室) …………… 19

門司飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区 小森江一丁目3番 1号	同左	協同飼料 かがやき (肉用牛肥育用配合飼料)	平成 26年 7月	(12.0) 13.3	(2.0) 4.0	(0.35) 0.66	(0.30) 0.60	(10.0) 5.4	(10.0) 4.6	(73.0) 73.1		—	
		協同飼料 S G大雛14 (大すう育成用配合飼料)	平成 26年 8月	(14.0) 14.4	(2.0) 4.1	(0.80) 1.56	(0.40) 0.59	(6.0) 4.6	(9.0) 6.1		(2,750) 2,800.1	—	
		協同飼料 ママ7ネオ リフトEX (ほ乳期子 豚育成用配合飼料)	平成 26年 8月	(20.5) 20.5	(3.0) 7.6	(0.70) 0.85	(0.60) 0.68	(3.0) 2.0	(8.5) 5.8	(84.0) 84.5			—
伊藤忠飼料株式 会社 門司工場 北九州市門司区 田野浦海岸15番86号	同左	イトーチュウ レイヤー17M (成鶏飼育用配合飼料)	平成 26年 8月	(17.0) 17.3	(3.0) 5.3	(2.80) 4.59	(0.45) 0.57	(5.0) 3.7	(15.0) 13.0		(2,800) 2,800	—	

福岡県告示第861号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第4項の規定により、平成26年9月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように

公表する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

製造事業場等の 名称及び所在地	収去 場所	飼料の名称	製造 年月	試験結果の概要()内は表示成分										違反の 内 容
				粗たん 白質 単位%	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	M E Kcal/ kg	その他 の検査 %		
ふくおか県酪農業協 同組合飼料工場 行橋市道場寺1439番 317	同左	ふく酪ハイグレード1 号 (乳用牛飼育用配合飼料)	平成 26年 9月	(17.0) 18.2	(2.0) 4.7	(0.50) 0.65	(0.45) 0.53	(10.0) 7.8	(10.0) 4.6	(74.5) 75.3				

福岡県告示第862号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成23年2月福岡県告示第263号岡垣都市計画下水道事業岡垣公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年10月10日

- 1 施行者の名称
岡垣町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岡垣都市計画下水道事業岡垣公共下水道
- 3 事業施行期間

福岡県知事 小川 洋

昭和60年3月2日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年福岡県告示第263号の事業地に次の区域を加える。

岡垣町大字三吉字水ヶ元

大字吉木字藤田ヶ崎

大字高倉字関前

大字山田字大坪、字森免

大字糠塚字吉野、字久保、字牟田、字毛無尾、字高塚、字戸切口、字牛田、字町、字前牟田、字南、字南ノ前、字黒石

吉木東二丁目、旭台三丁目、野間南、海老津三丁目、東山田二丁目の一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	386号	前	朝倉市杷木池田780番8 先から 朝倉市杷木寒水21番1先 まで	8.2 ～ 18.2	470.0
			後	朝倉市杷木池田780番8 先から 朝倉市杷木寒水21番1先 まで	11.6 ～ 23.8	

福岡県告示第864号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字篠栗字桐の木谷844から846まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第865号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

田川郡添田町大字英彦山字大川邊1881の7・1881の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 解除の理由
指定理由の消滅

2(1) 解除に係る保安林の所在場所
田川郡添田町大字英彦山字大川邊1881の1・1881の7・1881の14（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年10月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 工事名
筑後広域公園プール新築工事
- 2 工事場所
みやま市瀬高町本郷
- 3 工事概要
建築一式工事（水泳場（鉄筋コンクリート造り、地上2階地下1階建て、延べ4,934.38平方メートル）の新築工事）
- 5 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県建築都市部建築都市総務課契約室
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 5 落札者を決定した日
平成26年8月4日
- 6 落札者の氏名等
 - (1) 氏名
東急・三洲・金子特定建設工事共同企業体
 - (2) 代表者
東急建設株式会社九州支店
 - (3) 代表者住所
福岡市博多区祇園町2番1号
- 7 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）
2,221,560,000円
- 8 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札公告日
平成26年5月9日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年9月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人わたしと僕の夢

(2) 代表者の氏名
佐藤 裕理子

(3) 主たる事務所の所在地
久留米市東和町4番地4

(4) 定款に記載された目的
格差社会に入り、子供を抱えたお母さん、特に母子家庭のお母さんを取り巻く環境は、一層の厳しさを増している。それは、家事や子供の子育てにとどまるものではなく、働こうと思っても働く場所がない等、子供がいるという環境が就職の障壁となっている。このような環境を改善すべく、よりよい環境下で就労できるような能力の開発及びスキルの取得の為の就業支援を中心に、お母さん達のサポート活動を行う。

同時に、地域の学生・企業・市民と連携して、地域の子供たちに出来る限り経済負担なく、個々の能力を安心して発揮できる学習の場を提供することで、能力ある子供たちが高校進学を諦めることなく、希望ある将来を確立するための支援に積極的に取り組み、活力ある地域社会創りに貢献すること、又、災害時の人的・物的支援を積極的に行い、被災者のサポート並びに被災地の復興に向け活動を行っていくことを目的とする。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により小郡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（数値写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
小郡市全域	平成26年3月26日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所八幡維持出張所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区東本町地内	平成26年8月29日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小郡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（都市計画図修正）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
小郡市内一円	平成26年7月1日から 平成27年1月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所八幡維持出張所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
北九州市門司区東本町地内	平成26年7月30日から 平成26年8月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市全域、行橋市全域、京都郡苅田町全域	平成26年7月29日から 平成27年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（数値写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市全域	平成26年8月7日から 平成27年3月10日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区大字恒見	平成26年8月25日から 平成26年9月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級・4級基準点測量）

- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字塩屋ほか	平成26年7月7日から 平成26年12月26日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小竹町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級・3級基準点測量）

- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
鞍手郡小竹町大字御徳	平成26年8月18日から 平成27年3月26日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、太宰府市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（数値写真地図作成）

- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
太宰府市全域	平成26年8月18日から 平成27年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸島市前原東土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市大字浦志・篠原の一部	平成26年9月12日から 平成27年4月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）
- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市全域	平成26年9月15日から 平成27年2月27日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝倉市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
朝倉市全域	平成26年9月15日から 平成27年2月27日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、うきは市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
うきは市全域	平成26年9月15日から 平成27年2月27日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑前町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
朝倉郡筑前町全域	平成26年9月15日から 平成27年2月27日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点・水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女市立花町下辺春地内	平成26年9月10日から 平成26年10月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（地形測量（細部測量））
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市内一円、糟屋郡篠栗町内一円、糟屋郡粕屋町内一円、うきは市内一円	平成26年6月18日から 平成26年12月5日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成26年9月25日から 平成26年11月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡岡垣町（一部）	平成26年9月17日から 平成26年11月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡福智町伊方	平成26年8月30日から 平成26年11月27日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市菰田字熊添102番9及び102番20から102番30まで、並びに字走り落90番1及び90番6から90番16まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号

東宝ホーム 株式会社

代表取締役 渡部 通

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・4・9号 福岡駅前線

福岡都市計画道路事業 3・4・17号 福岡駅松原線

福岡都市計画道路事業 3・5・16号 古町太郎丸線

福岡都市計画道路事業 3・4・3号 太郎丸両谷線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

北九州県土整備事務所 北九州市八幡西区則松三丁目7番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

5 事業施行期間

自 平成17年1月11日

至 平成30年3月31日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成26年9月26日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社金岩建設	北九州市小倉北区南丘一丁目7番13号	金岩 久雄	平成22年6月8日 福岡県知事許可（特-22） 第54940号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成26年10月10日から平成26年11月23日までの45日間

4 処分の原因となった事実

有限会社金岩建設は、平成24年7月31日及び平成25年7月31日を審査基準日とする

経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年9月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あそびの達人サークル

(2) 代表者の氏名

田口 朝子

(3) 主たる事務所の所在地

京都府苅田町京町二丁目10番地11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもや青少年に対して、放課後もしくは学校の休日などに「あそび」「学習」「スポーツ」での居場所作り、自然体験や生活体験の場づくりをし、ゆくゆくは、町の子どもと地域住民との交流促進やコミュニティーの広場を提供する事業を行い、子どもの健全な育成と地域の活性化に寄与することを目的とする。

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農道整備事業（小郡・大刀洗地区）	平成22年2月24日
農用地保全事業（小郡・大刀洗地区）	平成20年3月21日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設から廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	廃止年月日
介護保健施設サービス	4056180070	介護老人保健施設清涼苑 福岡県遠賀郡岡垣町中央台三丁目22番1号	医療法人社団清涼会	平成26年9月30日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護保健施設サービス	4056180112	介護老人保健施設更生会に じの郷 福岡県遠賀郡岡垣町中央台三丁目22番1号	社会福祉法人日本傷痍者更生会	平成26年10月1日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る契約の名称
福岡県警察通信指令システム無停電電源装置蓄電池賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
平成26年9月11日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
 - 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 決定金額
34,707,398円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 入札公告
平成26年8月1日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年

厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護保健施設サービス	4054480142	介護老人保健施設 大牟田ライフケア院 ユニット 大牟田市田隈599番18	社会福祉法人 済生会支部福岡県済生会	平成26年10月1日

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称
飯塚都市計画下水道（明星寺川流域下水道）
- 開催の日時及び場所
 - 日時
平成26年10月31日 午後7時00分から午後9時00分まで
 - 場所
立岩公民館（飯塚市新飯塚20-30）
- 都市計画の案の概要及び閲覧
 - 都市計画の案の概要
明星寺川流域下水道の廃止
 - 閲覧
同案については、平成26年10月10日から同年10月24日までの間、福岡県建築都市部下水道課において、公衆の閲覧に供する。
- 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等
 - 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成26年10月24日（必

着) までに福岡県建築都市部下水道課に提出すること。

(2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部下水道課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3728)に対して行うこと。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年9月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふるさと黒木応援会

(2) 代表者の氏名

井手 毅

(3) 主たる事務所の所在地

八女市黒木町田本185番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ふるさと黒木と都市住民との交流活動、黒木町の美化と自然環境の保全を図る活動、まちづくりの推進を図る活動に関する事業などを行い、もってふるさと黒木の里山の再生とまちなかの活性化に寄与し、里山で暮らす住民が安全で安心して生活できる明るいまちづくりを目指すことを目的とする。

公告

黒土北部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 就任理事

氏名	住所
前田 龍吉	豊前市大字岸井344番地
桑本 重徳	豊前市大字岸井333番地
高尾裕次郎	豊前市大字岸井358番地1
水野 憲一	豊前市大字久路土956番地
稲葉 正市	豊前市大字久路土1289番地1
祐徳 勝行	豊前市大字久路土1271番地1
末延 洋文	豊前市大字久路土861番地

2 就任監事

氏名	住所
藤本 泰信	豊前市大字岸井575番地4
島田 和弘	豊前市大字久路土1298番地2

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス東福岡店
- (2) 所在地 福津市津丸字桜1120番3ほか

2 法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

・意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・意見なし

- (4) 防災・防犯対策への協力

・意見なし

- (5) 騒音の発生に係る事項

・申請前にも、作業を実施していたことがあり、荷下ろしをしており、騒音が問題になったことがある。このため、店舗側に騒音軽減のため、申請書通りに実施することを申し出た矢先の申請であることと、以前の状態を考慮すると、騒音発生の懸念がある。西側での荷さばき作業では、近隣の住宅の近くで作業することになることから、騒音が懸念される。西側での作業においては、朝9時00分から午後6時00分までの時間での作業としていただきたい。それ以外の時間帯で作業が想定される場合、その都度近隣に説明をすること。

- (6) 廃棄物に係る事項等

・意見なし

- (7) 街並みづくり等への配慮等

・意見なし

- (8) その他

・入口から西側の荷さばき場への車道は民家の壁もあり、それほど幅が広くないことから、設置には十分な確保があるとはいえない。近隣住民への安全や事故を未然に防ぐことを考慮すると設置すべきではない。ただし、やむなく設置する場合は、近隣住民への安全、騒音対策・生活環境の悪化を防ぐため以下の考慮すること。大型・中型車両は、西側の荷さばき作業場で作業を行わず、北側の荷さばき場で実施する。

時間帯を制限すること。（午前9時00分から午後5時00分の間で作業を行う。）

曜日を制限すること。（土、日、祝日の作業は北側を使用する。）

回数を限定する。（車両の出入りを限定していただき、1日2、3回を限度とする。）

いずれにせよ、荷さばきに関しては、近隣住民と十分な協議を行った上で、近隣住民の配慮を優先すること。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和57年福岡県規則第30号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成26年10月10日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）の制定に伴う母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の一部改正、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための

次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第313号）の制定に伴う母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の一部改正及び次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第115号）の制定に伴う母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）の一部改正に伴い、必要となる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年9月30日

監査委員

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した財政的援助団体等監査（2次分）結果の報告（平成26年3月27日25監総第931号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年10月10日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	井 本 邦 彦

26行経第801号

平成26年8月29日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 井 本 邦 彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年3月27日付25監総第931号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	所管団体が貸し付けた職員住宅の貸付料の算定に誤りがあった。（1件）	結果を受けて、貸付料の算定方法について、ただちに県と同様の方法に改めた。

26 教財第 34 号
平成 26 年 4 月 21 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 田 中 正 勝 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 3 月 27 日 25 監総第 931 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	所管団体が交付した補助金において、交付決定が遅延しているものがあつた。(31 件)	競技団体からの交付申請については、速やかに内容を審査し、交付決定が遅延しないように職員間による交付事務進捗状況等の相互チェック機能の強化を図る。

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局、企業局、教育庁、人事委員会事務局、監査委員事務局、警察本部及び労働委員会事務局の59か所について実施した随時監査結果の報告（平成26年3月27日25監総第958号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年10月10日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	井 本 邦 彦

26 行経第 802 号
平成 26 年 8 月 29 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 井 本 邦 彦 殿

福 岡 県 知 事

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 3 月 27 日 25 監総第 958 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	緊急用前渡資金において、やむを得ず口頭により事前承認を得ていた場合の資金の交付・精算が遅延していた。 (4件)	緊急用資金前渡により支出を行う際は、領収書を速やかに支出担当者に提出するよう周知徹底を図る。また、資金の交付・精算については、支払後遅滞なく行うよう努める。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第274号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年10月10日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成26年11月24日（月）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること

- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第275号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年10月10日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日時	場所	開催警察署
平成26年11月17日（月） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市西区今宿町106番地1 西警察署 会議室	西警察署
平成26年11月21日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
平成26年11月27日（木） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。